

令和 7 年度 苫小牧市要保護児童対策地域協議会 代表者会議次第

日 時：令和 7 年 5 月 28 日（水） 13 時 30 分～15 時 00 分
場 所：苫小牧市役所 職員会館 3 階 304 号室

I 開 会

II 挨拶 苫小牧市要保護児童対策地域協議会 会長 松村 順子

III 報 告

- 1 令和 6 年度事業報告について
- 2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について
- 3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について

IV 議 題

令和 7 年度事業計画（案）について

V 研 修

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室長 畠中 さおり 氏

「一時保護時の司法審査手続きに関する戸籍謄本の広域交付についての説明会」

VI 閉 会

令和 7 年度

苫小牧市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

日 時 令和 7 年 5 月 2 8 日（水）

苫小牧市要保護児童対策地域協議会

（健康こども部こども相談課）

< 目 次 >

I 報 告

- 1 令和6年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について・・・・ 9
- 3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について・・・・・・・・・・ 11

II 議 題

- 令和7年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・ 11

III 研 修

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室長 畠中 さおり 氏

「一時保護時の司法審査手続きに関する戸籍謄本の広域交付についての説明会」

§ 資 料

資料1 北海道室蘭児童相談所統計資料 ほか

I 報 告

1 令和6年度事業報告について

昨今の児童福祉行政を取り巻く状況は、児童相談所における児童虐待相談対応件数が依然として高水準で推移しており、児童虐待の未然防止や早期発見の観点からも、市町村に求められる役割は引き続き大きくなっています。

本市では、これまで児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」の設置や、令和3年1月に開設した「苫小牧市こども相談センター」（こども相談課及び室蘭児童相談所苫小牧分室が同じ建物内に設置され、緊密な連携のもとに対応）を拠点に、関係機関との連携のもと、要支援家庭や要保護児童等への支援に取り組んできました。

また、令和6年度からは、国の制度改正に伴い、本市のこども相談課（児童福祉機能）と健康支援課（母子保健機能）が連携する体制を整え、「こども家庭センター」としての機能を本格的に運用開始しました。これにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の提供に加え、児童虐待対応やヤングケアラー支援など、複雑化・深刻化する課題への対応力の強化を図っています。

令和4年度から継続して取り組んできた「苫小牧市子ども虐待から守る条例」に基づく啓発活動や出前講座については、令和6年度も引き続き実施し、地域全体で子どもを守る意識の醸成に努めました。

また、令和6年度には「苫小牧市ヤングケアラー支援条例」を施行し、条例に基づく周知啓発の強化や市民全体の認知度向上を図りました。さらに、ヤングケアラーに関するガイドラインを活用し、社会全体でヤングケアラーとその家族に気付き、見守り、ひとりにしない環境づくりを進めることで、すべての子どもたちが過度な負担を抱えることなく、健やかに成長できる社会の実現を目指しました。

さらに、苫小牧市要保護児童対策地域協議会実務者会議においては、令和6年度も引き続きヤングケアラー支援に係る研修のほか、様々な研修を実施し、ケースワークの視野拡大と職員の資質向上に努めました。

●オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間の取り組み（一部抜粋）



<啓発用ポケットティッシュ（イオン苫小牧店）>



<啓発用展示：ぬくもりの木（市役所）>



<啓発用看板（市役所）>



<啓発用オレンジライトアップ（苫小牧信用金庫）>

※その他6か所の市内施設等に協力依頼

【会議等の開催状況】

○代表者会議

5月29日

○実務者会議（計16回開催）

内容	実施月日	備考
研修「幼稚園及び保育園の職員を対象とした児童虐待対応研修」（チェックリスト研修含む）	6月4日	42人
研修「ヤングケアラーに気づく・見守る・支える（グループワーク演習含む）」	8月9日	36人
研修「子どもの性暴力被害の理解」	11月5日	38人
研修「児童養護施設における支援」	1月31日	38人
健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議	5月、9月、 12月、3月	計4回
生活支援室との連携会議	5月、9月、 11月、3月	計4回
室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議	6月、8月、 12月、3月	計4回

○個別ケース検討会議（計 6 4 回開催）

	虐 待		その他の要因		合 計	
	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数
R 6 年度	1 7	4 9	4 7	1 2 0	6 4	1 6 9

○関係者会議等（計 2 8 回開催）

	虐 待		その他の要因		合 計	
	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数
R 6 年度	5	9	2 3	3 7	2 8	4 6

●代表者会議

代表者会議では、令和 5 年度の事業報告及び同 6 年度の事業計画について協議しました。また、児童家庭支援センターの委託先が変更になったことに伴い、要綱の変更を行いました。

●実務者会議

実務者会議は、研修会や連携会議の形で計 1 6 回実施しました。

令和 6 年 6 月 4 日には、幼稚園や保育園等の職員を対象に、心配な家庭チェックリストを有効に活用するための研修会を開催しました。

令和 6 年 8 月 9 日には、本市こども相談課の米田浩二こども相談監により、ヤングケアラー支援について、事例を基に支援方針案を検討するなど、グループワーク演習を実施しました。

令和 6 年 1 1 月 5 日には、性暴力救援センター・大阪 SACHICO 理事、社会福祉法人恩賜団母子愛育会愛育研究員の山本恒雄氏より、性的虐待や性暴力被害とその影響について、専門的視点から、支援者が正しい知識を持ち、適切な支援を行うための助言をいただきました。

令和 7 年 1 月 3 1 日には、北海道医療大学看護福祉学部マネジメント学科の片山寛信助教より、児童養護施設における支援について、専門的視点から、支援者での理解の仕方や子どもへの対応方法について助言をいただきました。

健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議では、各機関が把握している支援を要する妊産婦について情報共有し、必要に応じて地域での見守りを調整し、児童相談所や医療機関と連携するなどの対応を行っています。また、チェックリストを活用することで早い段階で把握できるようにしています。

生活支援室との連携会議では、生活保護世帯の中で心配な世帯について、情報共有に努めています。特に生活保護廃止後には、対象世帯が子育ての悩み等を抱え込むことのないように、必要に応じ、こども相談課に相談できるよう情報共有をしています。

室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議では、児童虐待通告のあったケースや児童養護施設等に措置されているケース等について、対応状況の確認を行っています。

●個別ケース検討会議

個別ケース検討会議では、ケースの情報共有や支援方針の検討、支援体制の確認等を行っています。

支援方針の検討には、家族支援手法（サインズ・オブ・セーフティ等）を取り入れ、家族の持つストレングス（強み）に着目したアプローチに努めています。また、支援体制の確認の際には、各機関に認識のズレが生じないようにホワイトボードを活用し、役割分担や今後の予定などの確認を参加者全員で行っています。

令和6年度は、計64回の個別ケース検討会議を開催し、その内、虐待に関するものは計17回でした。虐待はもとより、虐待以外のケースにおいても精神疾患や障がい、経済的問題等様々な課題が重複している場合が多く、多機関での連携及び協力が不可欠となっています。

●関係者会議等

個別ケース検討会議のほか、ケースの内容や開催のタイミングに応じて、関係者会議等を開催し、関係機関と情報共有を図り、親子の安心に繋げるための有効な支援について検討しています。

令和6年度は、計28回の関係者会議等を開催しております。

【啓発活動等の状況】

●苫小牧市子どもを虐待から守る条例啓発

実施月日	実 施 内 容
通年	○児童虐待防止啓発グッズ ・事業者等に車用ステッカーを配布 ○市民への児童虐待等に係る知識普及 ・子育て世帯支援カードを配布 ・地域で見守る！子育て支援講座（出前講座）を実施

令和3年4月1日より施行した苫小牧市子どもを虐待から守る条例の基本理念をもとに、児童虐待のないまちを目指すため、全市的な意識醸成や知識の普及を図ることを目的に、年間を通して啓発活動を行いました。

令和6年度は、令和4年度から引き続き、出前講座として、地域で見守る！子育て支援講座を計2回実施し、地域全体で心配な家庭を見守り、当該家庭を適切な支援機関へ繋ぐことの重要性などを周知しました。

● オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（こどもまんなか月間）

実施月日	実 施 内 容
11月1日～ 11月30日	○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの啓発活動の実施 ・市内事業所に、啓発ポスターの配布・掲示を依頼 ・小中学生に、啓発用リーフレットを配布 ・オレンジリボン（シンボル）の市役所職員等への配布、携行周知 ・市役所1階ロビーに、啓発用展示「ぬくもりの木」を設置 ・市役所庁舎内トイレに、啓発用ウォッチレットを掲示 ・市役所庁舎に、啓発用看板及び懸垂幕を設置 ・広報とまこまい11月号に、児童虐待防止に関する情報を掲載
11月1日～ 11月30日	○街頭啓発活動の実施 ・児童虐待防止の標語入りポケットティッシュ3,000個をイオン苫小牧店内（サービスカウンター）に設置し配布
11月1日～ 11月11日	○街頭啓発活動の実施 ・市内施設等をオレンジ色にライトアップする取組を7か所に拡大し実施 （苫小牧信用金庫本店、緑ヶ丘公園展望台、正光寺、ふれんどビル、苫小牧西港フェリーターミナル、nepia アイスアリーナ、expcafe!）
11月7日	○街頭啓発活動の実施 ・児童虐待防止の標語入りポケットティッシュ約700個をイオン苫小牧店入口付近にて配布

11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンは、市内施設等にポスター掲示依頼、小中学生に啓発用リーフレット等を配布、イオン苫小牧店にて児童虐待防止啓発用ポケットティッシュの設置や配布を行ったほか、市内施設等のオレンジ色ライトアップや市役所本庁舎前の道路沿いに看板や懸垂幕を設置するなど虐待の未然防止を呼び掛けました。

市役所本庁舎1階において、市民参加型の啓発用展示「ぬくもりの木」を設置しました。市民が「ぬくもりの木」にオレンジ色のシールを貼ることで児童虐待防止に対する意識醸成のほか、児童相談所全国共通ダイヤル189（通称「いちはやく」）の周知により、相応の効果を得ることができました。また、市役所職員等がオレンジリボンを身に着けることで、児童虐待の未然防止のアピールを行うことができました。

なお、当該月間の取組について、メディア（新聞社等）でも取り上げられ、より一層の啓発が図られました。

●地域で見守る！子育て支援講座（出前講座）

令和6年度は、地域で見守る！子育て支援講座を、計2回実施しました。参加人数は計19人でした。

児童虐待に関し、地域支援や家族支援等、それぞれの観点で講座を行いました。

講座受講者には「啓発用バッジ」を配布し、子育て世帯を地域社会から孤立させないように見守りをお願いしています。また、アンケートを実施し、「満足した」、「やや満足した」という回答が全体の80%以上を占め、大きな効果を得ることができました。

●子育て講座「step」（出前講座）

子育て講座は、暴力や暴言を使わず、子どもに対する保護者の言葉かけや行動を変容させることで、より良い親子関係を築くための教育プログラムで、虐待の未然防止に効果が大きいことから、継続的に実施しています。

令和6年度の子育て講座は、通常講座・ダイジェスト講座を合わせて計6回実施しました。また、子育てに悩んでいる家庭のニーズに応じて個別の講座も実施し、参加人数は計24人でした。受講者からは、「重要な要素ごとに解説してくれたので実践してみます」「託児がありとても助かりました」「ロールプレイや練習問題もできてよかった」「グループで講座を受け、子育てに悩んでいるのは自分だけではないと思え、心強かった」「意識を変えるきっかけになった」など好評価を得ました。受講後のアンケートでは、全ての受講者から「非常に満足した」・「満足した」という回答を得ることができました。

なお、広報とまこまいのほかに、SNSも活用し、広く市民への周知を図りました。

※通常講座は全4回。ダイジェスト講座は通常講座の内容を1回分にまとめたもの。

●ヤングケアラー支援条例啓発事業

7月から8月にかけて3回実施した「ヤングケアラー支援条例啓発事業動画作成ワークショップ」には、中高生、大学生、20代の社会人など延べ33名が参加し、3本の動画を制作しました。これらの動画はこれまでに5万回以上視聴され、多くの市民にヤングケアラーの存在や課題について知っていただく機会となりました。

10月に開催された「ヤングケアラーを地域で支えるシンポジウム」では、菊地幸夫弁護士による基調講演「ヤングケアラーに必要な支援～当事者の立場から～」の後、片山氏(北海道医療大学助教)をコーディネーターに迎え、「ヤングケアラーを地域で支える」をテーマとしたパネルディスカッションを実施しました。パネリストには、濱島氏(大阪公立大学教授)、加藤氏(北海道ヤングケアラー相談サポートセンター長)、千寺丸氏(苫小牧市社会福祉協議会総合支援室長)をお迎えし、活発な議論が交わされ、参加者からは大変好評を得ました。

また、ヤングケアラー啓発用のカード、リーフレット、ポケットティッシュを作成し、配布しました。特にリーフレットは中学2～3年生を対象に配布し、ヤングケアラーの理解促進と相談窓口の周知に努めました。

さらに、教育、介護、障がいなどの関係機関を対象とした研修や、市民等を対象とした出前講座を実施し、約500名にヤングケアラーへの「気づき」「見守り」「支援」について考えていただく機会を提供しました。

●ヤングケアラー交流の場づくりモデル事業

ヤングケアラーの孤立の解消及び精神的負担の軽減を目的として、市内3地区(計6か所)において、計11回の交流の場を開催しました。主に小中学生が参加し、悩みを話せる安心できる場所として活用されるとともに、ヤングケアラーへの理解を深める場ともなりました。

2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について

◆児童虐待相談の通報受理状況

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
受付件数		186	216	184	159	233
対応件数		182	208	190	156	240
未処理人数(年度末時点対応中)		4	12	6	9	2
① 発見状況 (通告者)	家 族 ・ 親 族	6	3	6	8	15
	本 人	3	1	0	0	2
	近 隣 ・ 知 人	56	65	36	20	9
	民 生 ・ 児 童 委 員	2	0	0	1	0
	警 察	3	0	0	0	0
	保 健 所	0	0	0	0	0
	学 校	40	53	44	40	72
	幼 稚 園 ・ 保 育 園	18	11	20	14	27
	医 療 機 関	1	26	14	12	8
	市 (他 課)	9	13	43	23	35
	児 童 相 談 所	43	20	21	30	51
	そ の 他	1	16	6	8	21
合 計		182	208	190	156	240
② 主な虐待者	実 父	45	49	45	39	74
	実 父 以 外 の 父	17	16	18	13	20
	実 母	115	138	120	94	138
	実 母 以 外 の 母	3	1	1	4	1
	そ の 他	2	4	6	6	7
合 計		182	208	190	156	240
③ 内 容	身 体 的	39	46	50	48	63
	養 育 怠 慢 ・ 拒 否	37	54	63	30	87
	心 理 的	106	104	77	78	87
	性 的	0	4	0	0	3
合 計		182	208	190	156	240
④ 年 齢 別	0 ～ 3 歳 未 満	38	38	34	28	39
	3 歳 ～ 未 就 学 児	41	44	62	36	81
	小 学 生	77	92	68	59	88
	中 学 生	13	19	19	23	20
	高 校 生 ・ そ の 他	13	15	7	10	12
合 計		182	208	190	156	240
⑤ 対 応 内 容	助 言 指 導	141	188	165	113	189
	継 続 指 導	33	7	13	17	17
	他 機 関 幹 旋	0	0	0	0	0
	児 童 相 談 所 送 致	8	13	12	26	34
	そ の 他	0	0	0	0	0
合 計		182	208	190	156	240

◆一時保護件数

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 件		50	45	52	72	99
(再掲)虐待による一時保護		33	20	28	44	60

注) 一時保護の件数は苫小牧市が室蘭児童相談所に依頼し、一時保護となった人数

●苦小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について

令和6年度は、児童虐待通告を233件受け付け、全件子どもの安全確認を行いました。

対応件数は240件となっていますが、令和5年度の未処理人数を加え、令和7年度へ繰り越した未処理人数を差し引いたものです。この対応件数とは、受け付けた通告に対し、助言指導、児童相談所送致等何らかの対応方針が決定した時点でカウントするもので、対応方針決定前は未処理人数にカウントされます。

なお、令和5年度は児童虐待相談の受付件数が159件だったのに対し、令和6年度は233件となっており、74件の大幅な増加となりました。また、過去5か年度で、最多件数となりました。

【発見状況】

学校からの通告が大幅に増加しています。令和5年度は40件だったのに対し、令和6年度は72件となっており、32件の増加となりました。

児童相談所からの通告も大幅に増加しています。令和5年度は30件だったのに対し、令和6年度は51件となっており、21件の増加となりました。

そのほか、生活困窮によって、水道などのライフラインや子どもの食事が確保されないおそれがあるなど、関係機関から連絡を受けるケースもありました。

【内容】

心理的虐待とネグレクトの割合が最も高くなっています。

心理的虐待は、きょうだいに対する暴力等の目撃に加えて、近隣からの怒鳴り声・泣き声等の通告が多いことが要因となっています。

ネグレクトは、令和5年度は30件だったのに対し、令和6年度は87件となっており、57件の大幅な増加となりました。子どもを看ることができていない、夜間放置、ライフラインや子どもの食事が確保されないおそれがあるなどの通告が主な内容となっています。

身体的虐待も、令和5年度は48件だったのに対し、令和6年度は63件となっており、増加傾向が見られます。

【年齢別】

例年同様に小学生が最多となっています。小学校と中学校については、各学校と情報共有をすることで、連携強化を図っています。

また、3歳から未就学児までの件数が多くなっています。各保育園・幼稚園等に対し、心配な家庭に関するチェックリスト研修を行うなど、連携強化を図っています。

【対応内容】

助言指導の内容は、保護者や児童と面談等を行い、適切な方法について助言しています。

【一時保護件数】

一時保護件数は例年増加傾向にあり、令和6年度は99人で、そのうち60人が虐待による一時保護でした。虐待による一時保護は、身体的虐待が最も多く、「子どもが家に帰りたくないと言っている」や「顔に大きな傷があり親に叩かれたと言っている」といったケースなどが主な対応内容でした。虐待以外の一時保護では「もう子どもの面倒を看ることができない」という訴えに対応したケースがありました。

3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について

令和5年度の児童虐待相談対応状況等について報告します。 資料1

II 議 題

令和7年度事業計画（案）について

全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、5年連続で20万件を超え、児童虐待による重大な事件も依然として後を絶たない状況が続いています。このような状況において、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題であると言えます。

こうした背景のもと、保護者のいない児童や保護者に監護させることが不適当と認められる児童に対しては、適切な保護を行い、児童虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を一層推進する必要があります。

また、家庭内で家事や家族の世話などを日常的に担っている「ヤングケアラー」は、その責任や負担が過度であることから、学業や友人関係に影響が出る可能性があります。しかし、家庭内のデリケートな課題であるため他人に相談しづらく、本人や家族も支援の必要性を自覚しにくいケースが多く、実態が表面化しづらい状況にあります。そのため、ヤングケアラーへの認知度を高め、理解を深めることで、早期に気づき、必要に応じて支援につなげていくことが求められています。

このような様々な課題を踏まえ、すべての子どもたちの権利と利益が守られ、健やかに成長できる社会を実現するため、(1)から(3)までの具体的な取組を進めていきます。

(1) 関係機関との連携強化

ア 代表者会議の開催

行政機関・民間団体・地域住民との緊密な連携と相互の協力がとれるよう、関係機関の代表者による代表者会議を開催し、協議会の組織及び運営の全般について協議します。

イ 実務者会議の開催

関係機関の実務を担当する者で実務者会議を開催し、要保護児童の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握と支援体制作りの検討及び研修会を実施します。

ウ 個別ケース検討会議の開催

複雑多様化する児童虐待等に対応するために、医療機関・民生委員・主任児童委員・学校・保育園・幼稚園等との連携の強化を図り、情報共有に努めるとともに、最も効果的な個々の支援を検討するための個別ケース検討会議を積極的に開催します。

エ 切れ目のない支援体制の構築

各年代と関わる機関や対象世帯に関わる機関との情報交換や連携体制を作り、児童虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応を図ります。

各年代	実 施 内 容
出産前	健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院と連携し、特定妊婦把握のためのチェックリストを活用することで、支援が必要と思われる家庭のアセスメントを行います。
出産後～ 就学前	健康支援課と連携し健診未受診家庭等のハイリスク家庭の情報共有を行います。 幼稚園、保育園等と心配な家庭チェックリストを活用し、こども相談課との連携強化に努めます。
就学後	全小中学校と情報共有し、早い段階から心配のある家庭の把握に努めます。
全年齢	児童相談所と対応中のケースについて、対応状況の確認を行います。
その他	生活保護世帯の中で心配な世帯については、生活支援室と情報共有を行います。特に生活保護廃止後には、対象世帯が子育ての悩み等を抱え込むことのないように、必要に応じ、こども相談課に相談できるよう都度情報共有します。

オ 合同研修会の実施

令和3年度からこども相談課と北海道室蘭児童相談所苫小牧分室での合同研修を開催し、子どもを虐待から守るための土台となる知識の習得に努めています。今年度は、関係機関の業務内容、少年院に関すること、事例検討などを予定しています。

(2) 児童虐待未然防止の啓発活動の実施

ア オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの実施

昨年度に引き続き、イオン苫小牧店にて児童虐待防止啓発ポケットティッシュを設置することに加えて、同店舗入口付近にてポケットティッシュの配布による啓発活動を実施します。また、市内施設等にポスターの掲示依頼、懸垂幕及び看板等を掲示します。そのほか、市役所やホームページ、広報とまこまいでのPR等、積極的にオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを展開し、周知に努めます。

イ 出前講座の実施

要望に応じて、児童虐待に関する知識や情報を提供し、児童虐待未然防止に関する意識の醸成を図るための出前講座を実施します。

ウ 子育て講座（step）の実施

子育てにおいてイライラが減る等の評価を得ている当該プログラムについて、子育て支援及び児童虐待予防を目的として実施します。

（３）ヤングケアラー支援に関する取組

ア ヤングケアラー啓発カード等の作成及び配布

ヤングケアラーに早期に気づき、見守りや必要に応じた支援につなげることを目的として、相談窓口や支援事業の情報をわかりやすく記載した啓発カード及びリーフレットを作成し配布します。

イ 出前講座の実施

- ・市民や関係機関等を対象に実施

ヤングケアラーの実態や、当事者が望んでいる支援のあり方を知ってもらうことで、ヤングケアラーに対する理解を深めてもらう内容です。

- ・学校向けに実施

ヤングケアラーについて身近に感じ、自分が困ったときに相談できるようになること、友達が困っているときに気づくきっかけとなるような内容です。

ウ ヤングケアラー交流の場づくり事業の実施

ヤングケアラーの孤立を防ぎ、精神的な負担を軽減することを目的に、安心して過ごせる場所、思いを吐き出せる場、他者とつながれる場を提供します。

●令和7年度事業計画（月別）案

※太字は本協議会構成機関対象

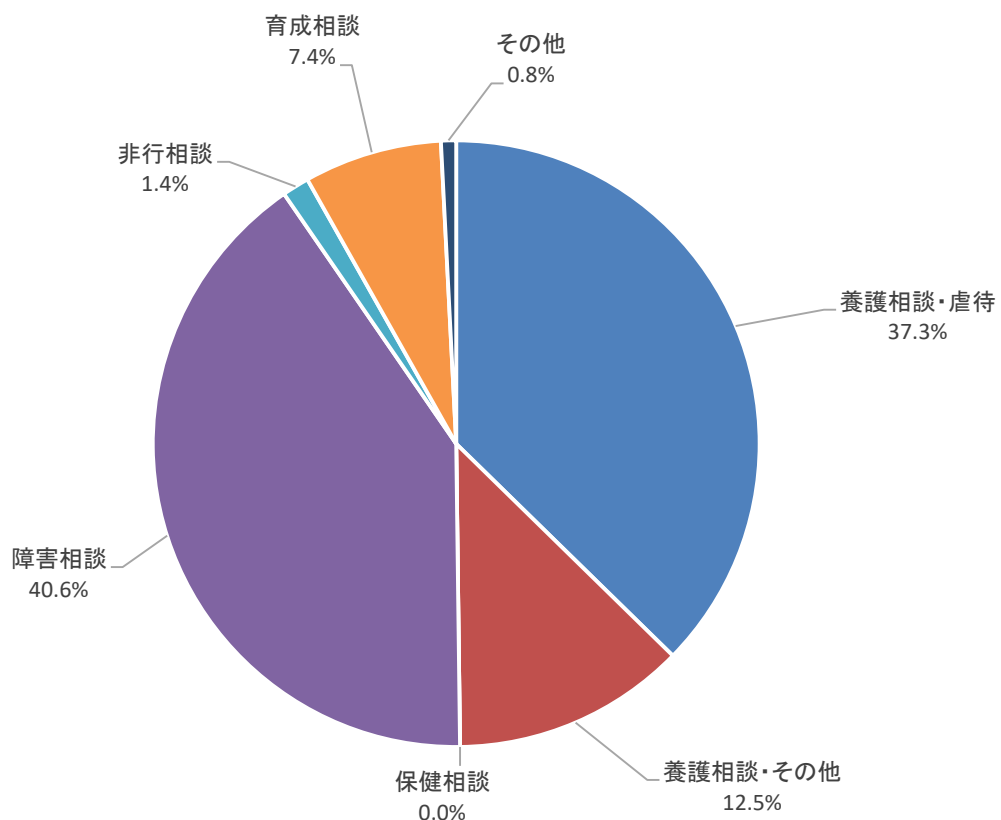
随時開催	個別ケース検討会議、出前講座、子育て支援講座
5月	代表者会議（本協議会構成機関対象）① 子育て講座（s t e p）ダイジェスト講座① 全小中学校との情報連携① 健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議① 生活支援室との連携会議① 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議① 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修①
6月	子育て講座（s t e p）通常講座① 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修②
7月	子育て講座、チェックリスト等説明会(幼稚園、保育園、認定こども園対象)
8月	児童虐待対応研修（本協議会構成機関対象）②（児童虐待に関する内容） 子育て講座（s t e p）ダイジェスト講座② 生活支援室との連携会議② 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議② 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修③
9月	子育て講座（s t e p）通常講座② 全小中学校との情報連携② 健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議②
10月	室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修④
11月	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間の各種啓発活動 啓発用ポケットティッシュ配布活動（本協議会構成機関対象）③ 児童虐待対応研修（本協議会構成機関対象）④（ヤングケアラーに関する内容） 生活支援室との連携会議③ 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議③ 心配な家庭チェックリスト研修会（幼稚園、保育園、認定こども園等対象）
12月	子育て講座（s t e p）ダイジェスト講座③ 全小中学校との情報連携③ 健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議③ 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修⑤
令和8年1月	子育て講座（s t e p）通常講座③
2月	児童虐待対応研修（本協議会構成機関対象）⑤（児童虐待防止に関する内容） 健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議④ 生活支援室との連携会議④ 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議④ 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修⑥
3月	全小中学校との情報連携④

令和5年度 室蘭児童相談所相談受理状況(本所・分室合算)

相談種別受理件数(過去4年分)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養	護	891	794	884	866
保	健	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	65	61	65	72
	視聴覚障害相談	1	0	0	0
	言語発達障害相談	30	29	28	19
	重症心身障害相談	8	8	16	10
	知的障害相談	367	326	386	567
	発達障害相談	225	112	74	38
	小 計	696	536	569	706
非行相談	ぐ犯行為等相談	15	7	19	22
	触法行為等相談	6	10	15	3
	小 計	21	17	34	25
育成相談	性格行動相談	47	70	59	64
	不登校相談	7	10	4	12
	適性相談	22	26	60	49
	しつけ相談	8	7	3	3
	小 計	84	113	126	128
その他の相談		21	43	8	14
合 計		1,713	1,503	1,621	1,739

相談別受理状況(令和5年度)



令和5年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況(本所・分室合算)

1 相談対応件数の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	対前年度
全 国	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170	219,170	100.0%
全 道	3,900	4,825	5,133	5,652	6,396	6,256	6,422	5,930	5,930	100.0%
道児相	2,420	3,027	3,220	3,767	3,995	3,694	4,020	3,644	3,644	100.0%
札幌市	1,480	1,798	1,913	1,885	2,401	2,562	2,402	2,286	2,286	100.0%
室蘭児相	321	426	442	597	513	531	776	504	504	100.0%
通告件数	465	562	597	644	808	604	820	653	825	126.3%

2 経路別通告件数

	家族親戚	虐待者本人	児童本人	近隣知人	児童委員	福祉事務所	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設等福祉	警察等	学校等	その他	合 計
R5年度	31	18	6	110	0	46	23	180	0	10	4	327	23	47	825
R4年度	33	8	7	101	0	30	24	130	0	5	0	303	9	3	653
R3年度	32	4	10	84	0	20	26	169	0	7	0	434	28	6	820
R2年度	18	17	1	73	0	36	22	80	1	10	1	326	17	2	604

3 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

	身体的虐待		心理的虐待		ネグレクト		性的虐待		合 計	
R5年度	125	18.1%	403	58.2%	151	21.8%	13	1.9%	692	100%
R4年度	90	16.9%	314	68.4%	95	13.3%	5	1.4%	504	100%
R3年度	131	16.0%	531	67.0%	103	16.6%	11	0.4%	776	100%
R2年度	85	14.4%	356	66.7%	88	17.2%	2	1.8%	531	100%

*留意点1: 件数は児童数
(例)ネグレクト3人兄弟→3件
*留意点2: 同一児童
複数カウント有

(2) 虐待者別件数

	実 父		実父以外の父		実 母		実母以外の母		その他		合 計	
R5年度	265	38.3%	69	10.0%	333	48.1%	3	0.4%	22	3.2%	692	100%
R4年度	218	47.3%	48	10.2%	222	39.9%	6	0.1%	10	2.4%	504	100%
R3年度	367	46.1%	79	8.9%	310	29.9%	1	0.2%	19	14.9%	776	100%
R2年度	245	47.6%	47	11.3%	159	38.6%	1	1.2%	79	1.4%	531	100%

(3) 子どもの年齢構成別件数

	0～3歳未満		3歳～学齢前		小学生		中学生		高校・その他		合 計	
R5年度	69	10.0%	191	27.6%	250	36.1%	122	17.6%	60	8.7%	692	100%
R4年度	75	13.7%	140	24.5%	178	36.6%	73	16.1%	38	9.1%	504	100%
R3年度	106	18.3%	190	26.6%	284	34.1%	125	13.0%	71	8.1%	776	100%
R2年度	97	22.2%	141	18.9%	181	35.5%	69	11.7%	43	11.7%	531	100%

(4) 相談対応結果別件数(措置／指導等)

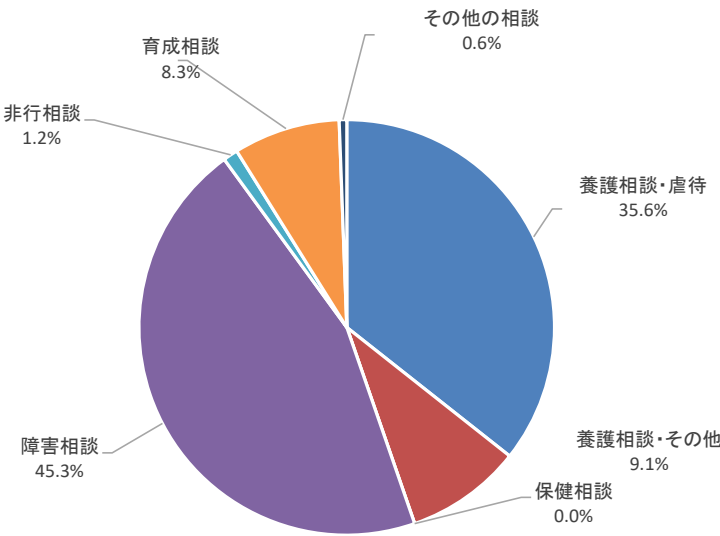
	児童福祉施設		里親委託/ファミリーホーム		児童福祉司指導		継続指導		助言指導		その他		合 計	
R5年度	33	4.8%	10	1.4%	22	3.2%	18	2.6%	582	84.1%	27	3.9%	692	100%
R4年度	20	1.8%	7	0.1%	10	2.3%	16	2.8%	443	91.4%	8	1.5%	504	100%
R3年度	14	2.8%	1	0.9%	18	1.7%	22	1.7%	709	91.3%	12	1.5%	776	100%
R2年度	15	4.5%	5	0.6%	9	5.7%	9	2.3%	485	85.0%	8	1.9%	531	100%

令和5年度 北海道室蘭児童相談所 相談受理状況（本所）

相談種別受理件数

		令和4年度	令和5年度
養護相談	児童虐待相談	143	185
	その他の相談	81	47
	小 計	224	232
保 健 相 談		0	0
障 害 相 談	肢体不自由相談	23	23
	視聴覚障害相談	0	0
	言語発達障害相談	38	19
	重症心身障害相談	4	6
	知的障害相談	131	161
	発達障害相談	64	26
	小 計	260	235
非行相談	ぐ犯行為等相談	5	6
	触法行為等相談	2	0
	小 計	7	6
育成相談	性格行動相談	30	28
	不登校相談	6	2
	適性相談	13	13
	しつけ相談	5	0
	小 計	54	43
その他の相談		7	3
合 計		552	519

相談別受理状況(令和5年度)



令和5年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況（本所）

1 令和5年度 経路別通告件数

	家族・親	人虐待者本	児童本人	人近隣・知	児童委員	福祉社事務	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設児童福祉	警察等	学校等	その他	合計
令和5年度	12	11	0	32	0	17	0	46	0	3	2	87	8	4	222
令和4年度	10	3	5	30	0	9	0	39	0	1	0	92	3	1	193

2 令和5年度 相談対応件数

	令和4年度	令和5年度
全国	219,170	225,509
全道	5,930	6,717
道児相	3,644	4,090
札幌市	2,286	2,627
室蘭児相本所	141	203

3 令和5年度 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

	身体的虐待		心理的虐待		ネグレクト		性的虐待		合計	
令和5年度	36	17.7%	117	57.6%	49	24.1%	1	0.5%	203	100.0%
令和4年度	34	24.1%	87	61.7%	17	12.1%	3	2.1%	141	100.0%

(2) 虐待者別件数

	実父		実父以外の父		実母		実母以外の母		その他		合計	
令和5年度	77	37.9%	20	9.9%	97	47.8%	0	0.0%	9	4.4%	203	100.0%
令和4年度	70	49.6%	6	4.3%	63	44.7%	0	0.0%	2	1.4%	141	100.0%

(3) 子どもの年齢構成別件数

	0～3歳未満		3歳～学齢前		小学生		中学生		高校・その他		合計	
令和5年度	42	20.7%	57	28.1%	60	29.6%	28	13.8%	16	7.9%	203	100.0%
令和4年度	26	18.4%	38	27.0%	50	35.5%	18	12.8%	9	6.4%	141	100.0%

(4) 相談対応結果別件数(措置／指導等)

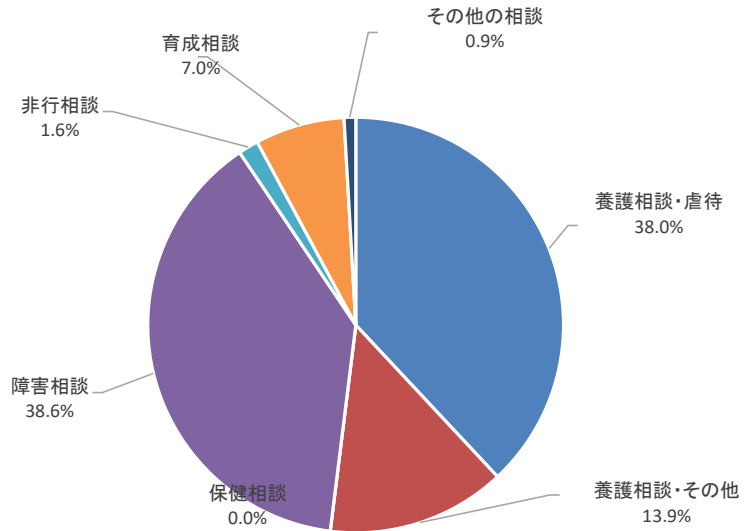
	児童福祉施設		里親委託／ファミリーホーム		児童福祉司指導		継続指導		助言指導		その他		合計	
令和5年度	7	3.4%	1	0.5%	5	2.5%	4	2.0%	179	88.2%	7	3.4%	203	100.0%
令和4年度	4	2.0%	1	0.5%	3	1.5%	0	0.0%	133	65.5%	0	0.0%	141	100.0%

令和5年度 北海道室蘭児童相談所 相談受理状況（苫小牧分室）

相談種別受理件数

		令和4年度	令和5年度
養護相談	児童虐待相談	371	464
	その他の相談	149	170
	小計	520	634
保健相談		0	0
障害相談	肢体不自由相談	53	49
	視聴覚障害相談	0	0
	言語発達障害相談	1	0
	重症心身障害相談	14	4
	知的障害相談	352	406
	発達障害相談	12	12
	小計	432	471
非行相談	ぐ犯行為等相談	12	16
	触法行為等相談	4	3
	小計	16	19
育成相談	性格行動相談	59	36
	不登校相談	4	10
	適性相談	35	36
	しつけ相談	4	3
	小計	102	85
その他の相談		11	11
合 計		1,081	1,220

相談別受理状況(令和5年度)



令和5年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況（苫小牧分室）

1 令和5年度 経路別通告件数

	家族・親	人虐待者本	児童本人	人近隣・知	児童委員	福祉社事務	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設児童福祉	警察等	学校等	その他	合計
令和5年度	19	7	6	78	0	29	23	134	0	7	2	240	15	43	603
令和4年度	23	5	2	71	0	21	24	91	0	4	0	211	6	2	460

2 令和5年度 相談対応件数

	令和4年度	令和5年度
全国	219,170	225,509
全道	5,930	6,717
道児相	3,644	4,090
札幌市	2,286	2,627
苫小牧分室	363	489

3 令和5年度 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計
令和5年度	89 : 18.2%	286 : 58.5%	102 : 20.9%	12 : 2.5%	489 : 100.0%
令和4年度	56 : 15.4%	227 : 62.5%	78 : 21.5%	2 : 0.4%	363 : 100.0%

(2) 虐待者別件数

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
令和5年度	188 : 38.4%	49 : 10.0%	236 : 48.3%	3 : 0.6%	13 : 2.7%	489 : 100.0%
令和4年度	148 : 40.8%	42 : 11.6%	159 : 43.8%	6 : 1.7%	8 : 2.2%	363 : 100.0%

(3) 子どもの年齢構成別件数

	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校・その他	合計
令和5年度	27 : 5.5%	134 : 27.4%	190 : 38.9%	94 : 19.2%	44 : 9.0%	489 : 100.0%
令和4年度	49 : 13.5%	102 : 28.1%	128 : 35.3%	55 : 15.2%	29 : 8.0%	363 : 100.0%

(4) 相談対応結果別件数(措置／指導等)

	児童福祉施設	里親委託／ファミリーホーム	児童福祉司指導	継続指導	助言指導	その他	合計
令和5年度	26 : 5.3%	9 : 1.8%	17 : 3.5%	14 : 2.9%	403 : 82.4%	20 : 4.1%	489 : 100.0%
令和4年度	16 : 4.4%	6 : 1.7%	7 : 1.9%	16 : 4.4%	310 : 85.4%	8 : 2.2%	363 : 100.0%

一時保護時の司法審査手続きに関する戸籍謄本の 広域交付についての説明会

- 1 一時保護時の司法審査導入の背景
- 2 一時保護開始時の適正手続きの確保
- 3 改正児童福祉法の一時的保護の要件
- 4 一時保護状の請求手続き
- 5 一時保護における戸籍謄本等の広域交付について
- 6 戸籍謄本広域交付の公用請求の流れ
(ご協力をお願いしたいところ)

令和7年5月28日

室蘭児童相談所苫小牧分室

1 「一時保護時の司法審査」導入の背景

一時保護は、児童の最善の利益を守るため躊躇なく行われる必要がある一方、暫定的・一時的とはいえ、行政の判断によって児童を親権者と分離してその行動の自由等を制限するものであることから、当該一時保護が法令の趣旨等に照らし適正なものとなっているかに関し、**中立的な第三者による審査を行う必要性について指摘**がなされている。

また、**国連児童の権利委員会による日本政府に対する総括所見においては、「児童を家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること」が要請**されるとともに、**社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において令和4年2月にとりまとめられた報告書では、一時保護の開始に関し、より一層の判断の適正性や手続の透明性を確保する必要があるとして、「独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入する」**ことが示された。

令和4年児童福祉法等改正法による改正後の児童福祉法では、一時保護の開始に際し、**一定の場合には裁判官の審査を経なければならない**こととされた。

2 一時保護開始時の適正手続の確保 (司法審査)

○ 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査(令和7年6月1日施行)を導入する。

裁判官が発付する**一時保護状による方法**(事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求)とする。

対象として、**親権者等が一時保護に同意した場合**や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。

児童虐待のおそれがあるときなど、**一時保護の要件を法令上明確化**。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。

一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける(却下の翌日から3日以内にその取消を請求)

3 改正後児童福祉法の一時的保護の要件について

改正後

第33条 児童相談所長は児童虐待のおそれがあるとき、少年法第6条の6第1項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、(略)児童の一時的保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時的保護を行わせることができる。

改正前

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、(略)児童の一時的保護を行い、または適当な者に委託して、当該一時的保護を行わせることができる。

児童相談所長が一時的保護を行うには、①内閣府令該当性＋②一時的保護の必要性があることが要件となる(改正後法第33条第1項及び第2項)。

一時保護の要件

内閣府令について(児童福祉法施行規則第34条の4)

○ 第1号(児童虐待の場合等)

「**児童虐待を受けた**」場合だけでなく、「**児童虐待を受けたおそれ**」がある場合及び「**児童虐待を受けるおそれ**」がある場合も対象。

○ 第2号(少年法送致又は警察通告の場合)

少年法送致又は警察通告を受けた場合。

○ 第3号(自己又は他人への危害の場合等)

自己又は他人に「**危害を生じさせた**」場合だけでなく、「**危害を生じさせたおそれ**」がある場合及び「**危害を生じさせるおそれ**」がある場合も対象。

○ 第4号(児童による保護の求め等の場合)

児童自身が保護を求める場合、保護の求めに相当する意見・意向が表明された場合も対象。

一時保護の要件

内閣府令について(児童福祉法施行規則第34条の4)

○ 第5号(保護者不在又は住居不定の場合等)

児童に保護者や住居がない場合に、児童の住居が不明の場合(おそれがある場合も含む)。

○ 第6号(保護者による保護の求め等の場合)

保護者(施設長や里親等を含む。)が保護を求める場合。(保護の求めに相当する意見が表明された場合も含む。)

○ 第7号(その他重大な危害が生じるおそれの場合)

第1号～第6号までの類型では対応できないものが今後生じ得る場合に備えて規定。

4 一時保護状の請求手続

一時保護状の請求が必要となる場合

- ①一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合
- ②児童に親権者等がない場合
- ③一時保護を開始した日から起算して7日以内(初日を含む。)に解除した場合

を除き、一時保護状の請求が必要 (改正後法第33条第3項)

親権者等が数人あるときはその全員の同意を要する。

一部の親権者等から同意を得られない場合のほか、一部の親権者等と連絡がとれずその同意が確認できないような場合には、親権者等の同意があるとはいえない。親権者の同意は基本的には書面で確認。

一時保護状の請求手続

一時保護状の請求に向けた具体的手続 一児童と親権者の特定一

○ 児童の特定

一時保護の対象となる児童は、戸籍謄本、住民票、これらが用意できない場合にあってはその他の公的書類(療育手帳、母子手帳等)により特定。

○ 親権者の特定

戸籍謄本により特定

外国人の場合は戸籍謄本に代わるものとして親権を有する旨の記載がある公的書類により特定。

- * 親権者が特定できない場合は一時保護状の請求をする。
- * DV事案等で加害者とされる親権者等に対し連絡しなかった場合も、親権者等の同意があるとはいえないとして一時保護状を請求する。

一時保護請求の流れ(イメージ)

戸籍により親権者の
特定が必要

一時保護の理由（内閣府令該当性＋一時保護の必要性）の検討

一時保護の開始

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

7
日
以
内

一時保護状の請求（事後請求）

一時保護状の発付

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

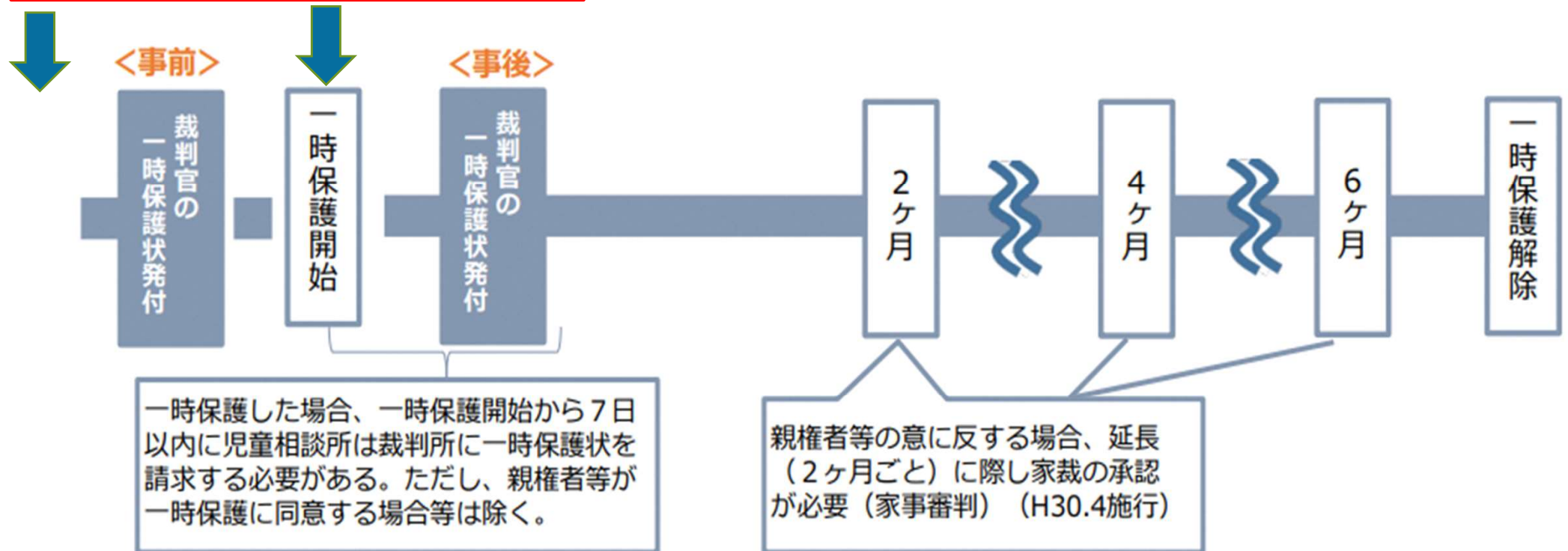
一時保護状の請求（事前請求）

一時保護状の発付

一時保護の開始

一時保護と一時保護状発付の流れ(イメージ)

この期間のいずれかで戸籍謄本が必要



5 一時保護時の司法審査手続きに関する戸籍謄本等の広域交付の活用について

○戸籍謄本の広域交付の公用請求は、市町村の機関がするものに限り可能とされているが、児童相談所の協力を求めに応じる形であっても、市町村が主体となり公用請求を行うものであるから(児童福祉法第10条第1項第3号)、請求の主体は市町村の機関となり、広域交付の公用請求の利用対象となる。

○上記を明確するために、児童福祉法施行規則を改正し、市町村は自らの必要な調査等を行う場合のほか、児童相談所長が一時保護に関して必要があると認める場合には、児童福祉法33条の3の2第1項第3号(一時保護に当たっての必要な協力の求め等)に基づき、**広域交付の公用請求**を活用して、戸籍謄本等を取得・確認できることと規定した。

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)＜令和6年12月26日交付＞

第35条の4 市町村長は、法第10条第1項第3号その他の法令の規定により自ら調査その他の事務を行う場合のほか、法第33条の3の2第1項第3号の規定による都道府県知事又は児童相談所長の求めに応じ、法第33条第3項に規定する手続きに関し、法第10条第1項第3号に掲げる調査を行う場合においても、戸籍法第10条の2第2項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による請求その他の必要な事務を行うことができる。

戸籍法(昭和22年法律第224号)(抄)

第10条の2 前条第1項に規定する者以外は、次の号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求する者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。(略)

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合、戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

第120条の2 第119条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調整されているときは、次の各号に掲げる請求は、当該各号に定める者に対してもすることができる。(略)

二 第10条の2第2項(第12条の2において準用する場合を含む。次条(第3項を除く。))において同じ。)の請求(市町村の機関がする者に限る)当該市町村の長(指定市町村長に限る。)

一時保護時における戸籍謄本等の広域交付について

○一時保護を想定している(または既に一時保護している)児童の親権者を特定することが必要。

一時保護して1週間以内に親権者同意が確認できなければ、裁判所に一時保護請求を行うことになる。

○親権者特定のためには戸籍謄本等による確認が必要。

○一時保護する全児童の戸籍謄本等を確認することが必要になる。

○迅速な戸籍謄本等の取得・確認作業が必要になる。

保護者と児童が一時保護に同意しているのに、親権者が特定できないため、一時保護状を請求する事態は保護者と児童の負担を考慮し、避けたいところ。

6 戸籍謄本の広域請求の流れ (ご協力をお願いしたいところ)

児童相談所の対応

- ①児童相談所(相談支援係)より保護者の住所地の市町村児童福祉担当課に電話で当該世帯の戸籍謄本等の広域交付を依頼
- ②児童相談所よりメールで依頼文書を市町村児童福祉担当課に送付
- ③児童相談所が依頼文原本を市町村児童福祉担当課宛に郵送。(返信用封筒同封)

市町村にご協力をお願いしたいところ

- ①市町村児童福祉担当課が戸籍担当課に児相から依頼された戸籍謄本等の広域交付を公用請求する
- ②市町村児童福祉担当課が戸籍謄本等をPdfにしてパスワード設定し児童相談所にメール送信し、電話で児童相談所にパスワードを連絡
- ③市町村児童福祉担当課は、返信用封筒で児童相談所に戸籍謄本等原本を送付

戸籍謄本等の依頼について

○一時保護に関する戸籍謄本等の広域請求について

通知文標題

「一時保護時の司法審査手続きに関する戸籍謄本の広域交付について」(依頼)

児童相談所地域支援課相談支援係 から 市町村児童福祉担当課へ依頼。

○一時保護以外の児童相談における親族及び扶養関係等の調査について

通知文標題

「戸籍謄本等の交付について」(依頼)

児童相談所児童福祉司 から 市町村戸籍担当課へ依頼。

＊ 従来同様の依頼となる。(返信用封筒を同封して郵送での依頼)

根拠法令: 児童福祉法第12条第3項、児童福祉法第12条第6項、児童福祉法第13条第8項

参考資料

○令和6年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料

（令和6年9月12日掲載：子ども家庭庁HP）

○こども家庭庁支援局長通知

令和7年2月26日付けこ支虐第52号

「一時保護時の司法審査手続きに関する戸籍謄本等の広域交付の活用について」

○こども家庭庁支援局長

令和6年12月26日付けこ支虐第466号

「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」